

保育所等利用申込に関する確認書

(令和7年5月1日更新版)

※確認事項をお読みにになり、チェック欄の「□」全てに✓を付け、裏面に署名をお願いします。なお、該当しない項目についても、✓を付けてください。

番号	確 認 事 項	チェック
①	受付を行った申込書類の返却はできません。また、コピーのお渡しもできません。 ※育児休業給付金の申請等で必要な場合は、提出前にコピー等をお取りください。(詳しくは、勤務先または所管のハローワークにご確認ください)	☐
②	利用希望月に申込を行わないと利用調整が行われず、それ以降の月においても利用決定通知、保留通知は発行できません。利用調整により入所保留となった場合、申込みを行った当該年度の最初の利用希望月のみ『保育所等利用保留通知書』を送付します。また、入所が保留となった場合の申し込みの継続期間は当該年度末(3月)までです。	☐
③	当該年度の入所が保留となっている方には、申込継続案内の通知を送付します。(10月下旬予定)次年度も利用を希望する場合は、再度申込が必要となります。通知をご確認のうえ、手続きを行ってください。万が一、通知が届かない場合は、大和市ほいく課に確認をしてください。	☐
④	申込期間を過ぎての申請はいかなる理由があろうとも受付できません。申請内容に変更が生じた場合(退職や転職、就労形態の変更や家庭状況の変化等)、速やかに必要書類を提出する必要があります。入所申込期間内に提出した書類の内容と入所月の状況が異なる場合や、事実と相違する場合、内定取消または退所となることがあります。なお、正当な理由なしに、書類の提出をしなかった場合、または、虚偽の報告を行った場合は、100,000円以下の過料に処されます。	☐
⑤	『子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申込書』における申請児童と同一住所に居住する方等について、住民記録上の同世帯かどうかを問わず、祖父母や内縁者、多世帯住宅居住者、単身赴任で一時的に別居している家族等を含めて記載をしてください。利用者負担額(保育料)については、祖父母(保護者の収入が一定の基準未満の場合に限る)や内縁者、単身赴任者等を含めて算定します。なお、申請書に記載のない同居人等の存在が判明した場合、遡って利用者負担額(保育料)が変更となることがあります。	☐
⑥	就労内定で申込みをする方は、利用開始月の末日までに、就労開始後に証明された『就労証明書』を提出する必要があります。期日までに書類の提出がない、または就労内定時に証明された『就労証明書』の内容で就労できていない場合は、内定取消または退所となることがあります。	☐
⑦	育児休業等取得中で就労を事由として申込みをする方は、遅くとも利用開始月の翌月1日までに復職し、『育児休業等復職証明書』を復職から2週間以内に提出する必要があります。期日までに復職できない場合、または、期日までに書類の提出ができない場合は、内定取消または退所となります。なお、育児休業等取得中に2人以上のお子さんの申込みをし、1人のみが施設の利用を開始した場合も、遅くとも利用開始月の翌月1日までに復職する必要があります。	☐
⑧	求職活動を事由として申込みをする方は、遅くとも利用開始月の初日(施設を利用中に事由が求職活動に変更となる場合は原則、事実発生日)から3か月以内に就労を開始し、期日までに『就労証明書』を提出することにより、引き続き、施設を利用することが可能になります。書類の提出ができない場合、内定取消または退所となります。	☐
⑨	出産を事由として申込みをする方は、産後休暇(産後8週間)終了後の事由について変更手続きが必要です。期日までに必要書類の提出がなく、保育の必要性が確認できない場合、以後の利用調整を行うことができず、内定取消または退所となることがあります。	☐
⑩	当該年度の12月および2月～3月と次年度4月の利用申込は出産前の申し込みが行えます。申込期間に仮申し込みを行い、出生届提出後に本申し込みを行ってください。なお、産まれたお子さんが、希望月1日時点で受入月齢に満たない園に内定した場合は内定取消となり、他の希望園への案内もできません。	☐
⑪	2人以上のお子さんの申込みをする方で、『同じ月に入所できる場合のみ、この申請児童の入所を希望します』もしくは『同じ保育所等に入所できる場合のみ、この申請児童の入所を希望します』を選択した場合、この申請児童が利用可能であっても、もう一方のお子さんが入所保留となった場合は、全員が入所保留となります。	☐
⑫	大和市に転入予定で申込みをする方は、利用開始月の前月末日までに大和市に転入のうえ、大和市ほいく課で本申込みの手続きが必要です。期日までに転入ができない場合、または、本申込みの手続きができない場合は、内定取消または退所となります。	☐
⑬	郵送申込が可能な方は、市内在住者かつ市内保育所等を希望される方です。窓口への直接提出が必要な場合もありますので、『教育・保育施設等利用ガイド』を確認いただき、ご理解のうえ、郵送してください。また、郵送受付確認票の提出が必要となります。	☐
⑭	施設ごとに、受入年齢や開園時間、利用者負担額(保育料)以外にかかる費用(給食費や教材費、行事費等)や施設の教育・保育方針等が異なります。希望施設については、施設見学等も行い、健康面等で必要な配慮があれば相談のうえ、継続的に通えるかをよく検討したうえで申込してください。	☐

番号	確 認 事 項	チェック
⑮	お子さんの健康面や発達面の状況から園での生活全般において配慮が必要な場合やアレルギー等で気になることがある場合は、『保育所等利用申込補助票』にすべて記載する必要があります。	☐
⑯	食物アレルギーの対応食(代替食・除去食・弁当持参)は、各施設で異なりますが、給食での対応が必要な場合、施設の利用を開始する前に、『生活管理指導表等』の提出が必要です。なお、医師の診断に基づく疾病や食物アレルギー、宗教上の理由を除き、原則お弁当の持参はできません。	☐
⑰	利用申込の結果として内定した場合は、入所月の前月末までに内定した保育所等で面接を受ける必要があります。面接を受けない場合や、面接の結果、お子さんの健康面や発達面の状況により、受入先の保育所等においてお子さんを安全に預かることが困難であると判断された場合は、内定が取消となる可能性があります。	☐
⑱	例年、当該年度の1月～3月申込と次年度の4月申込はお申込み時期が同時期になっています。同時に申込を行う場合は、当該年度の申請書類と次年度の申請書類をそれぞれ準備してください。(就労証明書、課税証明書等はコピー可)	☐
⑲	利用申込が集中し、教育・保育給付認定の審査に時間を要することから、教育・保育給付認定の結果については、利用希望開始月の前月末までに送付となります。	☐
⑳	内定を辞退した場合、次月以降の利用調整では、調整指数が減点され、優先項目における待機期間も翌月から起算されるとともに、育児休業等明けの対象からも外れることになります。 なお、辞退される場合は、『保育所等申込取届・内定辞退届』を速やかに提出してください。 また、保育所等の利用自体を希望しなくなった場合は速やかに『子どものための教育・保育給付等認定取消届』の提出と(交付されている場合は)支給認定証の返却を行ってください。	☐
㉑	利用開始当初に約2週間程度の慣れ保育があります。お子さんが環境に少しずつ慣れることができるよう、希望する保育時間よりも短い時間でのお預かりとなります。	☐
㉒	認可保育所等に入所している期間は幼稚園、企業主導型保育施設への入所はできません。また、認可外保育施設、一時預かり、ファミリーサポートセンター等を利用して、施設型給付費又は施設等利用費の給付を受けることは出来ません。	☐
㉓	利用者負担額(保育料)は、必ず納期限までに納めてください。納期限までに利用者負担額(保育料)が納付されない場合、勤務先への財産調査や、財産差押等の滞納処分を行うことがあります。	☐
㉔	利用者負担額(保育料)は、保護者の住民税所得割額等に基づいて決定します。申告により住民税所得割額等が変更となった場合、現年度内の利用者負担額(保育料)に限り変更できる可能性がありますので、速やかに大和市ほいく課へご連絡ください。	☐
㉕	小学校就学前の兄弟が情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援および医療型児童発達支援を利用している場合、在園証明書の提出によって利用者負担額等が減額される可能性があります。	☐
㉖	おおむね2ヵ月にわたって保育所等を利用しなかった場合(災害、病気・負傷による入院等の私的理由でない場合は除く)退所となります。速やかに『子どものための教育・保育給付等認定取消届』を提出してください。なお、その間も利用者負担額(保育料)を納付する必要があります。	☐
㉗	大和市外の施設の申込みをする方は、申込要件や必要書類、締切日等について、希望施設のある自治体に確認のうえ、大和市ほいく課に必要書類を提出してください。希望施設のある自治体到大和市から郵送するため、締切日にご注意ください。 ※転出に伴う申込みの場合、転出後に転出先の保育主管課で手続きが必要な場合があります。	☐
㉘	教育・保育給付認定の申請において、保護者が申請書にマイナンバーを記載することおよび市が記載されたマイナンバーをマイナンバー確認書類の提示等によって確認することは、法律で定められています。必ずマイナンバーを記載し、マイナンバー確認書類の提示等をしてください。 マイナンバーの記載又はマイナンバー確認書類の提示等を行わない場合、利用調整が不利になる場合や利用者負担額(保育料)が最高額になる場合がございます。	☐
㉙	大和市外からお申し込みの方 で、育児休業等を取得されており、以下に該当する場合は✓を付けてください。 ☐ 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業等の延長も許容できる(※ 指数-20)	☐
㉚	大和市外からお申し込みの方 で、上のお子さんが小学校就学前まで利用できない保育所・企業主導型保育施設等を卒園して大和市内の保育所等に入所を希望される方のうち、下のお子さんの育児休業を取得中または取得予定の方は以下のどちらかに✓を付けてください。 ※下の子が当該年度末で1歳未満の方に限り継続可能です。 ☐ 入所翌月1日までに育児休業から復職して就労する ☐ 入所後も育児休業を継続する	☐

令和6年10月1日更新版

保護者 署名欄	保護者及び同一住所に居住する方等のいずれもが、上記事項について全て確認し、了承しました。 令和 年 月 日 保護者氏名
------------	--